

法人向けインターネットバンキングサービスに係る 預金等の不正な払戻し被害の補償について

法人向けインターネットバンキングサービスに係る預金等の不正な払戻し被害の補償について

法人向けインターネットバンキングサービスに係る預金等の不正な払戻し被害の補償の取扱い

インターネットバンキングに係る預金等の不正な払戻しの手口は、コンピュータウイルスを利用したID・パスワードの搾取やパーソナルコンピュータの遠隔操作に見られるように、極めて高度化・巧妙化している状況を踏まえ、当金庫では法人向けインターネットバンキングサービスを安心してご利用いただくため、当金庫所定の補償限度額の範囲内で補償させていただきます。

なお、本取組みは、平成26年7月17日付全国銀行協会の申し合わせ（法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正払戻しに関する補償の考え方）を踏まえ対応するものです。

補償の概要

対象となるお客様	当金庫のインターネットバンキング（だいしんWEB-FB、だいしんWEBバンキング）をご利用頂いている法人のお客様
被害補償の限度額	1口座あたり、原則、年間1,000万円を上限として被害額の補償を検討
被害補償の適用条件等	①『ご利用をいただくうえで“必ず実施”していただきたいセキュリティ対策』の導入 ②不正使用に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること ③当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること ④当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

※ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること、およびお客様に過失または重過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補償対象額の一部または全部を補償いたしかねる場合もございます。

『ご利用をいただくうえで“必ず実施”していただきたいセキュリティ対策』

1. 「無償提供」のセキュリティ対策ソフト「PhishWallプレミアム」または「Rapport（レポート）」をインストールしたパーソナルコンピュータで、同対策ソフトを利用してサービスを利用する。
2. 「だいしんWEB-FB」をご利用のお客様は、本人認証方法を「電子証明書方式」としてサービスを利用する。
3. 「だいしんWEBバンキング」をご利用のお客様は、本人認証方法を「ワンタイムパスワード」としてサービスを利用する。
4. インターネットバンキングに使用するパーソナルコンピュータに関して、OS（基本ソフト）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新して利用する。また、製造・開発元のサポート期限が終了しているものは使用しない。
5. インターネットバンキングに使用するパーソナルコンピュータに関して、お客様自身でウイルスソフトを導入するとともに、常に最新の状態に更新したうえで利用する。
6. インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に更新する。

「補償いたしかねる場合」または「補償を減額する場合」

1 補償いたしかねる場合（主なもの）

- ①『ご利用をいただくうえで“必ず実施”していただきたいセキュリティ対策』を実施していなかった場合
- ②不正払戻しの発生した翌日から30日以内に当金庫へ事故のお届けをいただけなかった場合
- ③お客様が日本国外にお住まい、または日本国外でご利用される場合
- ④お客様の社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担した盗用によって生じた損害
- ⑤戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合

2 補償を減額する場合（主なもの）

- ①本人確認情報であるログインID、各種パスワード、暗証番号等が適切に管理されていない場合
- ②当金庫が推奨するOS（基本ソフト）、ウェブブラウザ（インターネット閲覧ソフト）以外で本サービスを使用している場合